

川内原子力発電所2号機第15回定期検査の概要

1. 関係法令

電気事業法第54条（定期検査）

電気事業法第55条（定期事業者検査）

2. 定期検査及び定期事業者検査を実施した設備

- (1) 原子炉本体及び原子炉冷却系統設備
- (2) 計測制御系統設備
- (3) 燃料設備
- (4) 放射線管理設備
- (5) 廃棄設備
- (6) 原子炉格納施設
- (7) 非常用予備発電装置
- (8) 蒸気タービン設備

3. 定期検査期間中に実施した主な工事

(1) 燃料の取替

燃料集合体157体のうち56体を新燃料に取替えた。

(2) 原子炉停止設定値変更工事

電力系統のより一層の安定運用のため、1次冷却材ポンプの母線周波数低下による原子炉トリップ設定値を変更した。

(3) 蒸気発生器伝熱管（細管）の補修工事

蒸気発生器伝熱管の健全性確認のため、渦流探傷検査（ECT）を伝熱管の全数（10,127本）について行った結果、426本に有意な信号指示が認められた。

このため、有意な信号指示が認められた伝熱管全数を施栓した。

以上